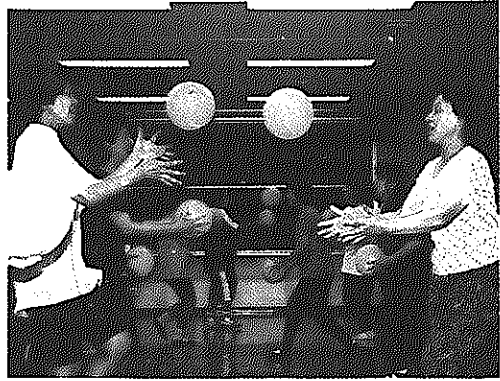


まちの話題



体も心も、弾みます

大通地区公民館 3B体操教室

女性層の健康づくりを目標に、大通地区公民館と地区保健会では同地域生活センターで「3B体操教室」を開講しています。3Bとは、この体操で使う「ボール・ベル・ベルト」の三つの器具の頭文字。山崎和子さんの指導で、音楽に合わせて楽しく体を動かします。

取材した七月一日は六回目の教室。「健康や美容に良く、一週間の疲れがとれます」と、話してくれる参加者も。この教室は五月から八月まで、十回にわたって行われ、十九人の女性が参加しています。



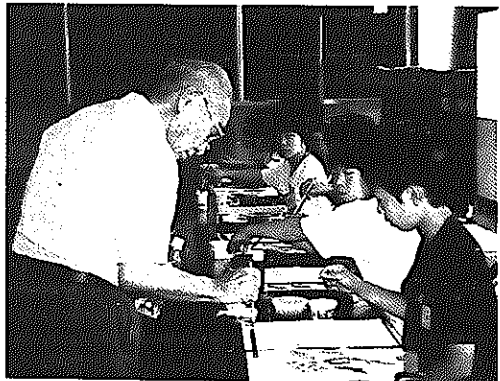
大好きな花火、注意して

諏訪木保育園 防火七夕

七月六日、園児に花火をするときの注意を知ってもらおうと、諏訪木保育園で白根地域消防本部主催の「防火七夕」が行われました。

防火と書かれた法被を着て遊戯室に集まったかわいい園児たち。「花火は、①子供たちだけではしないこと、②バケツに水を用意してからすること、③風の強い日はしないこと」と、同消防本部予防課の職員が注意を呼び掛けると、園児たちは大きな声で復唱し、防火を誓いました。

その後、火の用心の願いも込めて、七夕飾りに短冊を結びました。



伝統文化に挑戦

白根小学校6年1・3組 有志指導者による総合学習

日本の文化を体験し、伝承の心を学ぼうと、七月六日と七日、白根小学校の六年一・三組が市の有志指導者制度を活用して、総合学習授業を行いました。

体験したのは着付け、生け花、百人一首の詩吟、水墨画の四コース。水墨画教室では「筆の穂は長いものほど描きやすい」と中野作永さんの指導に、「筆がうまく使えず、難しい」「墨がにじんどうまくいかないけど、失敗しても面白い」と子供たち。墨の濃淡を使い分けながらアジサイの花を描き、初めて体験する水墨画を楽しんでいました。



基本と技の緩急で 県大会優勝

白根空手道会 高橋優介君(庄瀬小6年)

六月二十七日、燕市で行われた第十五回新潟県少年空手道選手権大会に、白根空手道会スポーツ少年団が出場。小学五・六年生男子形の部で高橋優介君(庄瀬小6年)が見事に優勝しました。「組手よりも形が好きです。優勝したときはうれいというよりも、安心したという感じでした」と話す高橋君。週二回の練習日のほか、自宅でも毎日のように練習に励んでいます。

監督の佐藤松一さんは「しっかりと基本と技の緩急が卓越した選手。日ごろの努力が実を結びました」と話しています。

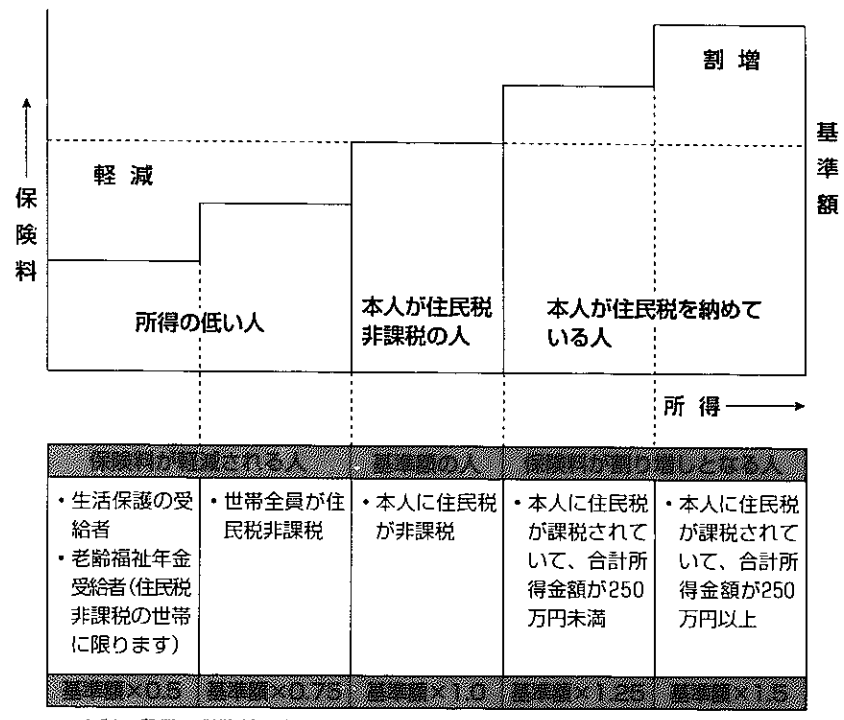
もつすぐ始まる

介護保険

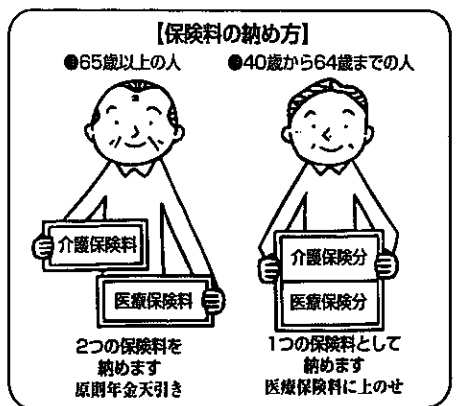
PART 4

介護保険制度で被保険者(介護保険に加入しなければならぬ人)となるのは40歳以上の人です。そして、65歳から保険料の納め方が異なります。そこで今回は、保険料について説明します。

65歳以上の人の保険料の負担



※上記の段階の保険料であると生活保護が必要になる人は、保護を必要としなくなる段階まで保険料が軽減されます。



保険料はどうやって納めるのか

65歳以上の人(第1号被保険者)  
65歳以上すべての人が介護保険の被保険者となり、保険料を負担していただくこととなります。

【保険料の負担】  
負担していただく保険料の額は、所得に応じて上の表のとおり設定されます。低所得者にとっても過重な負担とならないように配慮されていて、所得の状況に応じて保険料は5段階。本人の住民税が非課税の人を基準に、所得の低い人には保険料の軽減が、高い人には保険料の割増しがあります。

【納め方】  
高齢・退職年金が月額1万5千円以上の人は、受給している年金から天引きされることとなります。年金額が月額1万5千円(年額18万円)に満たない人は、納付書などにより、市に直接納めていただきます。

40歳から64歳の人(第2号被保険者)  
40歳から64歳までの人で、医療保険(社会保険や国民健康保険など)に加入している人は、介護保険の被保険者となります。

【保険料の負担】  
保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。

- ①社会保険等に加入している人: 保険料は給料の額に応じて違います。
- ・保険料の半分を事業主が負担します。
- ・サラリーマンの妻などの被扶養者の分は、各健康保険の被保険者が皆で分担しますので、新たに保険料を納める必要はありません。
- ②国民健康保険に加入している人: 保険料は所得や資産等の額に応じて違います。
- ・保険料と同額の国庫負担があります。
- ・世帯主が世帯員の分も負担します。

【納め方】  
医療保険料の中に介護保険料分が含まれて天引きされます。また、国民健康保険に加入している場合は、医療保険料と介護保険料を併せて一つの保険料として納めることとなります。

【保険料はくらなのか】  
国の段階で介護サービスの報酬金額が決まらないなど未確定の部分が多くあり、具体的な保険料の額は、現段階ではお示しすることができません。決まらないうちに知らせていきます。

問い合わせ 保険福祉課  
介護福祉推進室(高齢福祉係)  
☎373・2111 内270